

「世界人権宣言」～採択から70年を迎えて～

世界人権宣言は、1948年（昭和23年）12月10日に第3回国際連合総会で、すべての人とすべての国とが達成すべき基準として採択された宣言です。

その後、国連は12月10日を「人権デー」と定め、日本もこれを受けて、毎年12月4日から1週間を「人権週間」として、全国的に人権意識の高揚を図るための啓発活動を展開しています。福山市でも、地域や市民団体が啓発イベントなどを行っています。

この宣言は、第二次世界大戦がもたらした破壊と悲劇、人権の抑圧への深い反省から生み出されたもので、「差別を撤廃し、人権を確立することが恒久平和に通じる」という思いが込められており、世界における人権擁護、差別撤廃への取組に大きな役割を果たしています。

宣言の採択から70年を迎えた現在、人権は遠い世界のものでも、特別なものでもありません。わたしたちの日常の生活のすみずみに息づいている身近なものであり、人類が20世紀に築いた誇りうる遺産といえます。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

第2条

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、民族的もしくは社会的出身、財産、門地その他の位置又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

「福山市こころをつなぐ手話言語条例」

福山市では、2017年（平成29年）12月20日に、県内初となる「福山市こころをつなぐ手話言語条例」を制定しました。この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解を深めて地域で支え合うことにより、手話を使って安心して暮らすことができる、誰もが共生することができる地域社会の実現をめざしています。そのためには、市・市民・事業者が連携して、手話への理解と普及に努め、手話を必要とする人が手話を通じて必要な知識や情報を取得し、意思疎通を図ることができる環境を整える必要があります。



市では、その一環として、聴覚に障がいのある方が来庁された際に、必要に応じて筆談や手話によりサービスが受けられることが分かるよう、各課の受付などへ「筆談マーク」「手話マーク」を設置しました。また、手話の普及に努めるため市HPで動画配信をしています。まずは手話や障がいについて知ることから始めましょう。

戦後復興からのばらのまちづくりを通じて引き継がれてきたローズマインド（思いやり・やさしさ・助け合いの心）をもち、地域で支え合うことにより、安心して暮らすことのできる地域社会を築いていきましょう。

お問い合わせ

人権・生涯学習課 084-928-1006
中部生涯学習センター 084-932-7265
南部生涯学習センター 084-980-7713

松永生涯学習センター 084-934-5443
北部生涯学習センター 084-976-9460
東部生涯学習センター 084-940-2574
神辺生涯学習センター 084-962-5026

リサイクル適性(A) この印刷物は印刷用の紙へリサイクルできます。

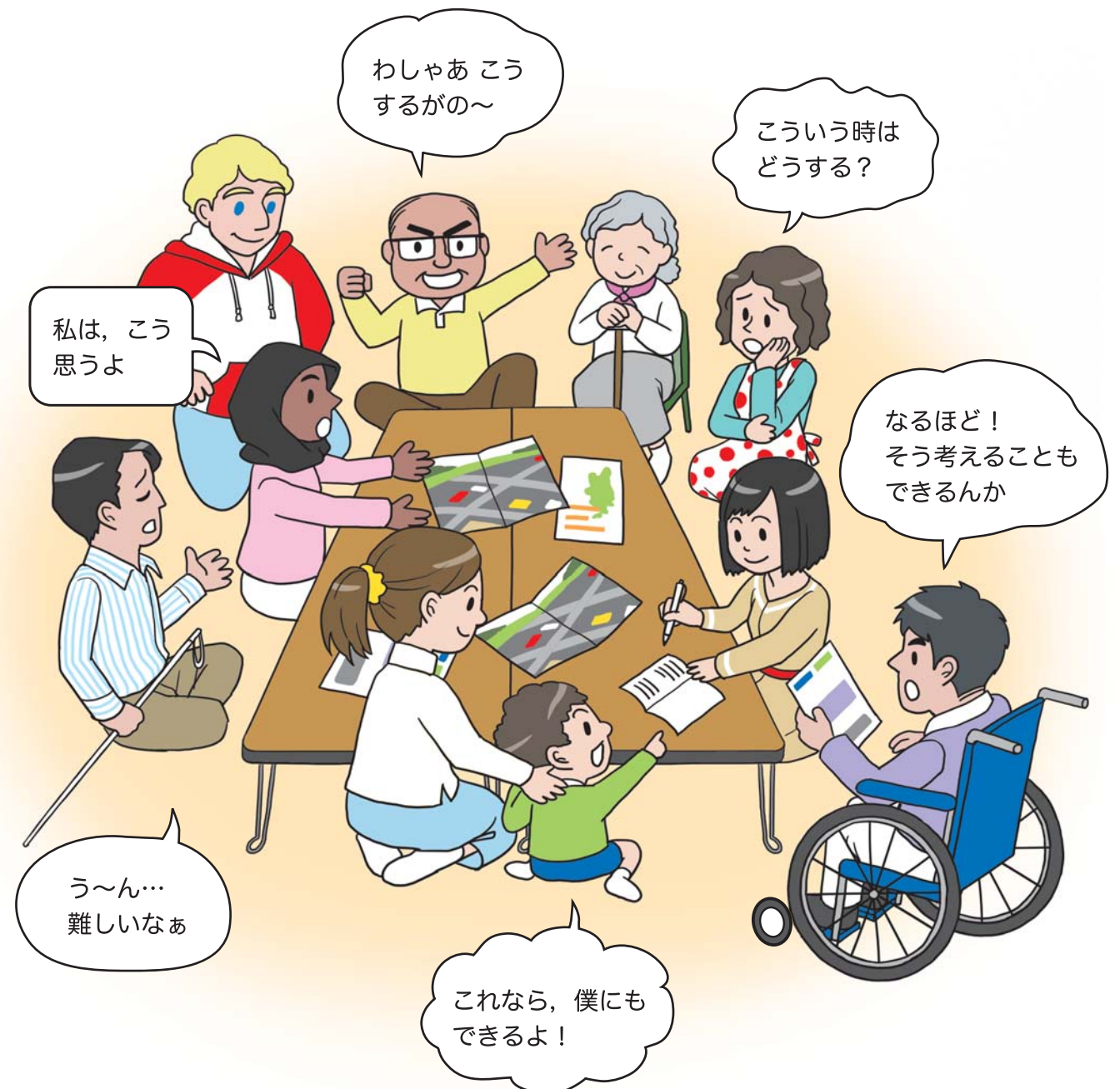
〈発行 2018年（平成30年）5月〉

わたしから始める

～発見！暮らしの中の人権～

毎日の暮らしの中を「人権」の視点であらためて見ると、あたりまえとっていたことの中にも、気になることが見えてきませんか。

生活を送る中で、このような場面にそうぐうした時、あなたならどのような対応をしますか。みんなで一緒に考えてみましょう！



このコードは「音声コード」です。専用の活字文章読み上げ装置で、コードを読み取ると音声で本文の内容を読み上げます。